

当社で開設した信託口座においてダイワファンドラップサービスを利用されるお客様に適用される特約

新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
第 5 条（プレミアム特約に関する特則） 本投資一任契約については、ダイワファンドラップ投資一任契約書第 12 条に定めるプレミアム特約のうち、<u>暦年贈与サービス</u>、及び<u>ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定に定める相続時受取人指定サービス</u>のお申込み及びご利用はできないものとします。	第 5 条（プレミアム特約に関する特則） 本投資一任契約については、ダイワファンドラップ投資一任契約書第 12 条に定めるプレミアム特約のうち、<u>贈与サポートサービス</u>、及び相続時受取人指定サービスのお申込み及びご利用はできないものとします。
第 6 条（安心つながる特約に関する特則） 本投資一任契約については、ダイワファンドラップ投資一任契約書第 13 条に定める安心つながる特約のうち、<u>暦年贈与サービス</u>、及び<u>ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定に定める相続時受取人指定サービス</u>のお申込み及びご利用はできないものとします。	第 6 条（安心つながる特約に関する特則） 本投資一任契約については、ダイワファンドラップ投資一任契約書第 12 条の 2 に定める安心つながる特約のうち、<u>贈与サポートサービス</u>、及び相続時受取人指定サービスのお申込み及びご利用はできないものとします。
以上	以上